

○文部科学省令第八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第八条の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十九日

文部科学大臣 下村 博文

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「大学院設置基準」を「大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）」に改める。

第八条第二項中「大学設置基準」を「大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）」に改める。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 平成三十年度までの間、教職大学院における第五条第二項の適用については、同項中「一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）」とあるのは「学部の専任教員又は修士課程若しくは博士課程」と、「同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和四十

九年文部省令第二十八号) 第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。」とあるのは、「同項の資格を有する者」と読み替えるものとする。

- 3 前項の規定により読み替えて適用する第五条第二項の規定により同条第一項に規定する専任教員を兼ねることのできる者の数は、博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。)を担当する教員以外のものについては、同項に規定する教員の数の三分の一を超えないものとする。

附 則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。